○環境省令第七号

民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

環境大臣　細野　豪志

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第二号ニ中「者を含む。」の下に「以下この号において同じ。」を加え、同号リ中「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）」を加える。

附　則

この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○環境省令第八号

民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行に伴い、及び浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第三十五条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

環境大臣　細野　豪志

環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令

環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第三号中「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）」を加える。

第四十条の表中「財団法人日本環境整備教育センター（昭和五十五年二月十五日に財団法人日本環境整備教育センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。）」を「公益財団法人日本環境整備教育センター」に改める。

第五十二の表中「財団法人日本環境整備教育センター」を「公益財団法人日本環境整備教育センター」に改める。

附　則

この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

告　示

○金融庁告示第二十六号

平成十四年金融庁告示第三十五号（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件）等の一部を次のように改正し、平成二十四年三月三十一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

金融庁長官　畑中龍太郎

第一　次に掲げる告示中「株式会社イオンコミュニティ銀行」を削る。

一　平成十四年金融庁告示第三十五号

二　平成十三年金融庁告示第十七号（預金保険法施行規則第三十六条第四項の規定に基づき金融庁長官が別に指定するものを定める件）

三　平成十六年金融庁告示第四十四号（金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件）

四　平成十四年金融庁告示第八十三号（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件）

五　平成二十一年金融庁告示第六十五号（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律施行令第九条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する金融機関を定める件）

六　平成二十三年金融庁告示第六十五号（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令第七条第三項及び第十条第三項の規定に基づき金融庁長官の指定する金融機関を定める件）

第二　平成十九年金融庁告示第六十八号（担保付社債信託法施行令第五条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する信託会社を定める件）の一部を次のように改正する。

第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げる。

○金融庁告示第二十七号

平成十四年金融庁告示第三十五号（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件）等の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

金融庁長官　畑中龍太郎

第一　次に掲げる告示中「中央三井信託銀行株式会社」及び「中央三井アセット信託銀行株式会社」を削り、「住友信託銀行株式会社」を「三井住友信託銀行株式会社」に改める。

一　平成十四年金融庁告示第三十五号

二　平成十三年金融庁告示第十七号（預金保険法施行規則第三十六条第四項の規定に基づき金融庁長官が別に指定するものを定める件）

三　平成十六年金融庁告示第四十四号（金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件）

四　平成十四年金融庁告示第八十三号（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件）

五　平成二十一年金融庁告示第六十五号（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律施行令第九条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する金融機関を定める件）

六　平成二十三年金融庁告示第六十五号（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令第七条第三項及び第十条第三項の規定に基づき金融庁長官の指定する金融機関を定める件）

第二　平成十六年金融庁告示第七十七号（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十八条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を定める件）の一部を次のように改正する。

第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　三井住友信託銀行株式会社

第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、第十六号から第二十二号までを二号ずつ繰り上げる。

第三　平成十九年金融庁告示第六十八号（担保付社債信託法施行令第五条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する信託会社を定める件）の一部を次のように改正する。

第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　三井住友信託銀行株式会社

第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、第十九号を削り、第二十号を第十八号とし、第二十一号から第二十七号までを二号ずつ繰り上げる。